

道央廃棄物処理組合焼却施設管理運営事業に関する質問（募集要項関係）に対する回答書

No.	図書名	頁	項目				タイトル	質問事項	回答
1	募集要項	14	第4章	1	7)	①	ウ 競争的対話	「ウ 管理運営業務及び維持管理業務の概要説明資料」で説明をご要望される内容があれば事前にご提示ください。	要求水準書に記載の各業務の実施体制や実施方法の概要等を説明いただき、要求水準への適合状況などを確認させていただきます。
2	募集要項	19	第5章	3	2)	①	特別目的会社の設立	「① 特別目的会社の主たる事務所の所在地（法人税の納税地）は組合構成市町に所在すること。」とありますが、運営期間中に限り、所在地の本店登記を本施設内としてもよろしいでしょうか。	問題ありません。
3	募集要項	20	第6章	4			事業提案書／添付資料	事業提案書（様式7～11※様式10（見積書）を除く）及び添付資料は、インデックス等で分けることを前提に1冊にまとめてもよろしいでしょうか。	様式7、8及び11については問題ありません。様式9技術提案書及びその添付資料については別冊としてください。
4	募集要項	21	第6章	4	3)	④	企業名の記述	「ロゴマークの使用を含めて、構成企業かどうかにかかわらず企業名等がわかる記述を避けること。」と記載があります。様式9-11（地元企業への配慮）等にて、地元企業の活用方法を記載する様式がありますが、同様に企業名を伏せるとの理解でよろしいでしょうか。	応募者の代表企業、構成企業、協力企業以外については、企業名の掲載について任意とします。
5	募集要項	21 22	第6章	4	4)		見積書	見積書を入れる封筒は、サイズが長形3号とのご指定以外に、色等のご指定はないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	募集要項	21	第6章	4	3) 6)	⑥	提案書の電子データ（DVD等）	電子データ（DVD等）は、正本1式の提出との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	募集要項	23	第7章	4			構成員／構成企業	募集要項の中で『構成員』の記載が見受けられますが、構成企業と読み替えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	募集要項	26	添付資料 -1				運転管理業務	「運営事業者は支援を行う」と記載がありますが、事業者の支援範囲について、「焼却灰等の積込み」以外に想定がありましたら、ご教示ください。	計量業務における灰の搬出量の記録等を想定しています。
9	募集要項		添付資料 -2				法令等変更	再生可能エネルギー発電促進賦課金や燃料費調整制度による電気料金の変更は、本事業に直接関連する法令の変更と同じと見なされ、物価変動ではなく、随時精算いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	「募集要項添付資料-4」に記載のとおり、光熱水費については協議によります。
10	募集要項		添付資料 -2				環境保全	環境保全リスクは事業者所掌とありますが、搬入する処理対象物中の処理不適物（事業者の善良なる管理注意義務をもって排除できない場合）に起因する環境保全リスクについては、組合様のご負担との理解でよろしいでしょうか。	原則、事業者所掌とします。
11	募集要項		添付資料 -2				ごみ質変動	「※4：受入廃棄物の質の変動については、受入廃棄物の質の変動も考慮した変動料金を採用することにより対応する。」とありますが、ごみ質を考慮する方法は事業者提案との理解でよろしいでしょうか。またその場合、ごみ量のみを考慮した変動料金を提案してもよろしいでしょうか。	1点目につきまして、原則として、計画ごみ質の範囲内（低質～高質）では料金の変動は見込みません。ここでいうごみ質の変動料金とは計画ごみ質の範囲外となった場合についての内容を記載しております。 2点目につきまして、計画ごみ質の範囲外となった場合の変動料金については協議によります。
12	募集要項	31	添付資料 -4	1			対価の構成	変動費となっている項目のうち、処理量に応じて増減しない費用については、固定費として計上してもよろしいでしょうか。	問題ありません。
13	募集要項	31	添付資料 -4	2			対価の算定方法	※4に「運搬量」の記載がありますが、※2に記載の「各支払期の実績処理対象物量」と同義との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	要求水準書	3	第1章	第1節	8	(1)	運営準備期間	試運転時のごみの搬入に伴う計量業務は、施工企業または運営事業者のどちらの費用負担で担うものでしょうか。または、試運転期間に限り、組合様の所掌で実施されるものかどうか。	計量業務における指導に必要な費用は施工企業であり、指導を受ける人員の人件費は運営事業者となります。

道央廃棄物処理組合焼却施設管理運営事業に関する質問（募集要項関係）に対する回答書

No.	図書名	頁	項目				タイトル	質問事項	回答
15	要求水準書	14	第1章	第3節	15.	(2)	運営マニュアル及び業務計画書などの作成	「本事業を開始する60日前」とは、運営期間開始の60日前と解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
16	要求水準書	19	第2章	第2節	(2)		有資格者の配置	「なお、これらの有資格者は試運転時から配置すること。」とありますが、試運転開始時からでしょうか。または、試運転期間中に事業者が適切と考えるタイミングで配置すればよろしいでしょうか。	建設工事の施工企業及び本組合との協議により決定するものとします。
17	要求水準書	20	第2章	第2節	表2.2-1		運営必要資格（参考）	本表は参考であり、事業者側の計画に応じて必要な資格者（衛生管理者→衛生推進者等）を配置するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
18	要求水準書	21	第3章	第2節	1	(4)	受付管理	「プラットホーム、～を調整すること」とありますが、運営事業者が行う車両の搬入タイミングの調整業務は、組合様への連絡・相談がメインであり、車両や運搬事業者への連絡・調整は原則無いとの理解でよろしいでしょうか。	ここでの調整は計量棟からプラットホームまでの調整であり、プラットホームが混雑しないよう、計量棟等で搬入タイミングを調整することを想定しております。 なお、混雑状況等の組合への連絡等についてはお見込みのとおりです。
19	要求水準書	25	第4章	第2節	7	(3)	受入基準	「…組合が指示する受入れ先の受入れ基準を満たす…」とありますが、受入れ先の基準値をご教示ください。	要求水準書8頁表1.2-5及び表1.2-6に示す基準を満たすことが現状での基準値ですが、別途受け入れ先の基準値が変化した場合はその際に提示します。
20	要求水準書	25	第4章	第2節	7	(4)	焼却灰等の搬出	「焼却灰(主灰)、飛灰処理物が基準値を満たさない場合、基準値を満たすよう必要な処理を行うこと。なお、その処理・処分費用は運営事業者の負担とする。」との記載がありますが、基準値超過の原因がごみ由来(想定外の有害物質の大量混入等)である場合、処理・処分費用の負担先については、協議願えるものとの理解でよろしいでしょうか。	事業者の責ではないと組合が判断した場合においてお見込みのとおりです。
21	要求水準書	25	第4章	第2節	9		性能試験の実施	「運営事業者は、本施設の建設業務に基づく性能試験項目のうち、運営開始後に実施が必要となる項目について、施工企業の指導のもと、運営事業者と組合が合意した期日に実施すること。」との記載がありますが、建設工事要求水準書の性能試験項目の中で、具体的にどの項目が対象となるかご教示ください。	建設工事の発注仕様書には参考として性能試験項目を記載しており、実施する性能試験の項目等については施工企業が作成する引渡性能試験要領書によることとなりますが、具体的な項目はまだ決定していません。
22	要求水準書	31	第5章	第6節	(1)		土木構造物の維持管理	雨水調整池の維持管理は浚渫作業も含まれるのでしょうか。含まれる場合、方法及び頻度は事業者提案としてもよろしいでしょうか。	1点目について、含まれます。 2点目について、雨水調整池の機能を損なわない方法及び頻度で提案してください。
23	要求水準書	37	第6章	第3節	4		その他留意事項	『焼却主灰及び飛灰処理物について、組合が搬出を行う本施設の受入基準値超過に伴う受入停止の措置が発生した場合、運営事業者は、受入停止措置が解除されるまでの間、運営事業者の責任において焼却灰等の保管や代替地における処分等を行うこと。なお、これに伴う費用は運営事業者の負担とする。』との記載がありますが、基準値超過の原因がごみ由来(想定外の有害物質の大量混入等)である場合、処理・処分費用の負担先については、協議願えるものとの理解でよろしいでしょうか。	事業者の責ではないと組合が判断した場合においてお見込みのとおりです。
24	要求水準書	40	第8章	第2節			排雪業務	排雪に関する記載がありませんが、場内の堆雪帯に余裕がなくなった場合の場外排雪は組合様にて実施との理解でよろしいでしょうか。	敷地内には十分な堆雪スペースがあるため、場外排雪は想定しておりませんが、異常気象等により場外排雪が必要になった場合には協議によります。
25	要求水準書	41	第9章	第2節	(1)		見学者対応	見学者対応につきまして、構成市町の社会科見学は組合様もしくは事業者のどちらで対応すればよいかご教示ください。合わせて、組合様にて想定される年間見学者数があればご教示ください。	1点目について、構成市町の社会科見学は一般見学者として事業者での対応となります。 2点目について、想定はありませんが、構成市町全体のごみ処理施設における実績値を以下に示します。 令和元年度：39件、1508人 令和2年度：16件、516人 令和3年度：14件、327人

道央廃棄物処理組合焼却施設管理運営事業に関する質問（募集要項関係）に対する回答書

No.	図書名	頁	項目				タイトル	質問事項	回答
26	基本協定書（案）	5	第9条	4	(6)		会計監査人	「会社法第326条第2項に定める会計監査人の設置に関する定款の定めを規定すること。」とありますが、特別目的会社が規模的に会社法の定める大会社に該当せず、会計監査人の設置が義務とならない場合には、監査法人又は公認会計士が監査を行った計算書類及びその付属書類を組合様に提出するとの理解でよろしいでしょうか。	契約時の協議によります。
27	運営業務委託契約書（案）	4	第12条	3			再委託等の禁止	「運営事業者は、前項の規定により運営業務の委託を行った場合、当該委託にかかる契約書の写しを当該契約締結後遅滞なく発注者に提出する。」とありますが、場合により開示が困難な情報は、理由をご説明することを前提に、非開示としたうえで提出を認めていただけないでしょうか。	運営業務委託契約書（案）に記載のとおりとし、真にやむを得ない事情により開示が困難な情報については、再委託について発注者から承諾を得る際の協議によります。なお、発注者が必要と考える情報についてはいかなる場合であっても非開示とすることは許容できませんのでご留意ください。
28	運営業務委託契約書（案）	12	第35条	5			臨機の措置	「前項の規定にかかわらず、建設工事請負契約に定める瑕疵担保責任期間中に、第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった原因が建設工事請負契約に定める本施設の瑕疵によらない場合、当該措置は、運営事業者の責めに帰すべき事由に基づくものとみなし、当該措置に要した費用はすべて運営事業者が負担する。」とありますが、いずれの当事者が負担すべき費用かはその発生原因によると考えますので、本項削除いただくか、ないし運営事業者の責めに帰すべき事由による場合に運営事業者が負担するという条件に変更していただけないでしょうか。	契約時の協議によります。
29	運営業務委託契約書（案）	15	第44条	1			本施設の更新	「第4項」は「第3項」が正でしょうか。また、「第44条」は、「第42条」が正でしょうか。	お見込みのとおりです。
30	運営業務委託契約書（案）	18	第54条	2			第三者の損害	「（通常避けることのできない、騒音、振動、…臭気等を含む。）」とありますが、運営事業者が要求水準書や提案内容を遵守し、善管注意義務をもってしても第三者が損害を受けた場合は、組合様にてご負担いただけないでしょうか。	運営業務委託契約書（案）に記載のとおりです。
31	運営業務委託契約書（案）	20	第57条	5			不可抗力	「発注者に不可抗力が発生した場合であって…」とありますが、第53条に記載のとおり本施設の所有者及び管理者は組合様であることから、運営事業者の責によらない本施設の破損等による復旧・修繕費用は、組合様のご負担との理解でよろしいでしょうか。	運営業務委託契約書（案）に記載のとおりです。
32	運営業務委託契約書（案）	21	第59条	6			地域住民対応	「…発注者が住民等と結ぶ協定等を…」とありますが、協定内容をご教示ください。	現在、締結している協定等は無く、今後新たに協定等を結んだ場合について記載しています。
33	運営業務委託契約書（案）	22	第62条	1	(7)		運営期間終了時の取扱い	「…運営期間中に作成した図書…すべてを開示するものとする。」とありますが、「特許他、企業として秘匿すべき事項については除く」旨を追記願います。	運営業務委託契約書（案）に記載のとおりです。なお、特許権等の取扱いにつきましては運営業務委託契約書第69条から第74条によります。
34	運営業務委託契約書（案）	26	第68条	1	(1)		運営事業者の解除	「第57条第5項」は「第57条第6項」が正でしょうか。	お見込みのとおりです。
35	運営業務委託契約書（案）	32	別紙1				定義集	「不可抗力」の定義について、運営事業者が予防措置をもってしても避けることが困難な新型コロナウイルス等の感染症による影響が生じた場合も、不可抗力に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	新型コロナウイルスについては含まれません。その他新たな感染症が生じた場合には協議によります。
36	様式第8号						全般	内容の明確化や提案のため、必要に応じて備考を下部に記載のうえ行や項目を追加してもよろしいでしょうか。	問題ありません。
37	参考資料						機器配置図 1階駐車場	工場棟1階駐車場は運営職員用駐車場で、駐車場使用料は無料との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。